

子ども医療費の助成に関する条例(平成8年勝山市条例第20号)による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

1. 執行機関の別	教育委員会
2. 都道府県名	福井県
3. 市区町村名	勝山市
4. 届出番号	1
5. 独自利用事務の事例番号	9-1 : 子どもの医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	子ども医療費の助成に関する条例(平成8年勝山市条例第20号)による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	7	
③番号法別表第2の項	9	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例(平成27年勝山市条例第11号)別表第4の項 子ども医療費の助成に関する条例(平成8年勝山市条例第20号)による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	児童福祉法(昭和二十二年十二月十二日法律第百六十四号)第1条	子ども医療費の助成に関する条例(平成8年勝山市条例第20号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 全て(児童)は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、(その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られること)その他の福祉を等しく保障される権利を有する。	第1条 この条例は、(子ども)に係る医療費の一部を助成することにより、その疾病の早期発見と治療を促進し、もって子どもの(保健の向上と福祉の増進に寄与する)ことを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		子ども医療費の助成に関する条例(平成8年勝山市条例第20号) 子ども医療費の助成に関する条例施行規則(令和5年教育委員会規則第18号)

## 2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

### 事務1

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項1号	子ども医療費の助成に関する条例(平成8年勝山市条例第20号)第5条第2項
②事務の内容	児童福祉法第十九条の三第三項の医療費支給認定の申請に係る事実についての審査に関する事務	子ども医療費の助成に関する条例(平成8年勝山市条例第20号)第5条第2項の規定による受給資格者証の交付申請に係る事務についての審査に関する事務

### 特定個人情報1

①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項1号h1	子ども医療費の助成に関する条例(平成8年勝山市条例第20号)第3条第1項
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報	健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報

### 特定個人情報2

①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項1号h2	子ども医療費の助成に関する条例(平成8年勝山市条例第20号)第3条第1項
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	船員保険法による保険給付の資格者等に関する情報	船員保険法による保険給付の資格者等に関する情報

### 特定個人情報3

①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項1号h3	子ども医療費の助成に関する条例(平成8年勝山市条例第20号)第3条第1項
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	国民健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報	国民健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報

### 特定個人情報4

①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項1号ハ4	子ども医療費の助成に関する条例(平成8年勝山市条例第20号)第3条第1項
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の資格者等に関する情報	高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の資格者等に関する情報

## 特定個人情報5

①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項1号ハ5	子ども医療費の助成に関する条例(平成8年勝山市条例第20号)第3条第1項
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	共済組合等に関する保険給付の資格者等に関する情報	共済組合等に関する保険給付の資格者等に関する情報

## 特定個人情報6

①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項1号ハ	子ども医療費の助成に関する条例(平成8年勝山市条例第20号)第3条第1項
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	住民票に記載された住民票関係情報	住民票に記載された住民票関係情報

備考	
----	--

## 届出情報

届出日	2023年12月27日
独自利用事務の対象者	勝山市に住所を有する子どもで、かつ被保険者等であるもの
番号法第9条第2項の条例に規定した日	2023年12月18日
保護評価の実施の有無	1:実施済み
評価書番号	14

保護評価書の名称	子ども医療費の助成に関する事務 基礎項目評価書
保護評価書のURLリンク	<a href="https://www.ppc.go.jp/mynumber/evaluationSearch/?search=1&amp;hj_no=&amp;kk_name=%E5%8B%9D%E5%B1%B1%E5%B8%82&amp;ev_name=%E5%AD%90%E3%81%A9%E3%82%82%E5%8C%BB%E7%99%82%E8%B2%BB&amp;ev_type=2&amp;ev_type=3&amp;ev_type=4&amp;opn_date_from_gengo=5&amp;opn_date_from_year=5&amp;opn_date_from_month=10&amp;opn_date_from_day=12&amp;opn_date_to_gengo=5&amp;opn_date_to_year=6&amp;opn_date_to_month=1&amp;opn_date_to_day=12&amp;count=20&amp;search=%E6%A4%9C%E7%B4%A2">https://www.ppc.go.jp/mynumber/evaluationSearch/?search=1&amp;hj_no=&amp;kk_name=%E5%8B%9D%E5%B1%B1%E5%B8%82&amp;ev_name=%E5%AD%90%E3%81%A9%E3%82%82%E5%8C%BB%E7%99%82%E8%B2%BB&amp;ev_type=2&amp;ev_type=3&amp;ev_type=4&amp;opn_date_from_gengo=5&amp;opn_date_from_year=5&amp;opn_date_from_month=10&amp;opn_date_from_day=12&amp;opn_date_to_gengo=5&amp;opn_date_to_year=6&amp;opn_date_to_month=1&amp;opn_date_to_day=12&amp;count=20&amp;search=%E6%A4%9C%E7%B4%A2</a>
委任関係	